

令和 6 年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務に係る公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）5 月 13 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
電話(011)211-2545

2 公募型企画競争（プロポーザル方式）に付する事項

(1) 業務名

令和 6 年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務

(2) 業務内容

ア イベントの企画及び開催

イ ニュースレターの作成

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

3 参加資格

以下のすべての要件に該当する者に限る。なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(7)については構成員のいずれかが要件を満たせばよい。また、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか 1 者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日 財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (7) 国又は地方公共団体の発注した次の検討業務について元請として履行した実績があること。
 - ・エリアマネジメントなどのまちづくり活動に係る企画、調査、支援等の業務
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 2 月 26 日条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和6年5月13日（月）から札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課ホームページにて公開

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和6年5月13日（月）から令和6年6月4日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く日

受付時間は8時45分から17時15分までとする。なお、提出期間の最終日については15時までとする（送付の場合は必着）。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

5 選定方法

(1) 事前審査

事前審査として企画提案書等による書類審査を行い、プレゼンテーション審査を行うことができる企画提案者を選定する。

ただし、応募件数が4者以下の場合は、事前審査を省略し、すべての企画提案者を事前審査通過とする。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案に対し、企画提案者によるプレゼンテーションの審査を実施する。

6 その他

詳細は提案説明書による。